

議案第96号

相去地区交流センター及び北上市民相去体育館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

- (1) 相去地区交流センター
- (2) 北上市民相去体育館

2 指定管理者

北上市相去町小糠沢19番地
相去地区自治協議会
会長 高橋正行

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年12月3日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

相去地区交流センター及び北上市民相去体育館の指定管理者を指定しようとするものである。